

指上申証文之事

一当上稻沢村獵師鉄炮持主彦兵衛義、悴  
又八外之者、右之鉄炮相讓申義御座候  
者、前廉申上、御指図次第相讓  
可申候、尤前々より被 仰付候通、他人八  
不及申、縦親子・兄弟御座候共、右之  
鉄炮借義、曾而仕間鋪候、若相背申候  
本人八不及申上、名主・年寄・五人組迄何様  
之曲事、茂可被 仰付、為其証文指上申候、  
仍而如件

天明二寅年 十月

武州児玉郡上稻沢村  
獵師鉄炮持主

彦 兵衛 (印)  
名主 彦兵衛 (印)  
組頭 兵右衛門 (印)  
五人組 三郎左衛門 (印)  
長右衛門 (印)

木村源右衛門殿

【活字】

指上申証文之事

一当上稻沢村獵師鉄炮持主彦兵衛義、悴  
又八外之者、右之鉄炮相讓申義御座候  
者、前廉申上、御指図次第相讓  
可申候、尤前々より被 仰付候通、他人八  
不及申、縦親子・兄弟御座候共、右之  
鉄炮借義、曾而仕間鋪候、若相背申候  
本人八不及申上、名主・年寄・五人組迄何様  
之曲事、茂可被 仰付、為其証文指上申候、  
仍而如件

天明二寅年 十月

武州児玉郡上稻沢村  
獵師鉄炮持主

木村源右衛門殿

# 【書き下し文】

指上げ申す証文の事

一、当上稲沢村獵師鉄炮持ち主彦兵衛の義、悴

又は外の者へ、右の鉄炮相譲り申す義御座候

はば、前廉に申し上げ、御指図次第に相譲り

申すべく候、尤も前々より 仰せ付けられ候通り、他人は

申すに及ばず、縦え親子・兄弟にて御座候共、右の

鉄炮借しの義、曾て仕りまじく候、若し相背き申し候はば

本人は申し上げるに及ばず、名主・年寄・五人組迄何様

の曲事にも 仰せ付けらるべし、其のため証文を指上げ申し候、

仍て件の如し

武州児玉郡上稲沢村

獵師鉄炮持ち主

天明二壬寅年  
十月

彦 兵 衛(印)

名主

兵右衛門(印)

組頭

三郎左衛門(印)

五人組

長右衛門(印)

木村源右衛門殿